管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130010	鳥獣保護区等の区域指定を表示するための標識設置基準の撤廃	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び同法施行規則	第15条第13項 国又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。 第28条第9項（第15条第13項準用） 第34条第5項 都道府県知事は、休猟区の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該休猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。 第35条第12項（第34条第5項準用）	標識設置基準を地方自治体が地域の実情に応じて設定する	①現状 都道府県知事は、指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域の指定に際し、区域を表示する標識を設置しなければならないとされており、国が標識のサイズを全国一律に規定している。 ②問題点 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律は、標識の大きさや支柱の地上部分の長さ等、標識の形状や設置方法の細部まで規定しているため、電柱や他の案内板に標識を張り付けるなど既設の構造物を利用した効果的な設置ができない。 ③解決策 標識設置基準を地方自治体が地域の実情に応じて設定する。 ④効果 既設の構造物を利用した効果的な表示が可能となることから、県民への鳥獣保護区等の周知が進み、鳥獣の保護が図れるとともに地域住民の安全・安心なくらしの確保につながる。	B－2	Ⅰ	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律において、国の定める基準に基づく都道府県による標識の設置を定めている指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、特別保護区、休猟区及び特定猟具使用禁止区域については、それぞれの区域内で鳥獣の捕獲等の禁止されている行為があり、違反した者は罰則の対象とされている。 狩猟は、都道府県を越えて実施できることから、標識の形状や記載内容が地域により異なると、各区域での禁止行為に関し、狩猟者の誤認や誤解等を招き、違反や事故を引き起こす危険があるため、国民にとって分かりやすいものとなるよう、全国一律のものとしている。 しかしながら、平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱を受け、義務づけ・枠付けの見直しの一環として、都道府県が指定猟法禁止区域及び休猟区に設置する標識の寸法については、環境省令で定める寸法を参酌して各都道府県が条例で定めることができるよう、改正に向けた準備を進めているところ。 今回の提案を踏まえ、鳥獣保護区、特別保護区及び特定猟具使用禁止区域についても同様に対応する予定であり、ご要望の小スペースでの設置については措置予定。 また、性状に関しては特段規制を設けていないため、ご要望のシールによる他施設構造物を利用した表示は現行制度下でも対応可能である。		1023010	福岡県外40都道府県	福岡県外40都道府県	環境省
130020	一般廃棄物再生利用業の指定ができる行政機関の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2項及び第2条の3第2項	再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処理を業として行う者であって市町村長の指定を受けたものについては、一般廃棄物処理業の許可が不要とされている	現行法で規定されている一般廃棄物再生利用業の指定の出せる行政機関は市町村となっているが、都道府県においても指定を可能とする。	一般廃棄物再生利用業の指定を市町村から都道府県に移行し、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指す。 （再生利用業とは、再生輸送業及び再生活用業をいう） 現在再生輸送業を行うには、廃棄物の出る（積み込む）市町村毎に市長村長からの積み込む指定等を必要とし、その廃棄物を降ろす事業所のある市町村でも市町村長の降ろす指定を必要とする為、事業者は煩雑な手続きを求められることにより、事業の拡大を抑制されている。 また、再生活用業においては、廃棄物を受け入れるにあたり、指定、許可、自己搬入等、法律上認められた者からしか受け入れることができない為、指定の出していない市町村の廃棄物を受け入れるには、自己搬入によるものしかなく、再生活用できる廃棄物があっても、焼却処分等されているおり適正な資源循環が妨げられているのが現状である。さらには、再生輸送業の指定を出していない市町村の排出者は、自己搬入を除き、許可業者へ委託するしかなく、また、市の許可があっても業者が少なく、市場の寡占化がおき、価格の高騰等の懸念及び適正な資源循環が妨げられている。 以上のことから、指定を出す行政主体を市町村から都道府県に移行することにより、再生利用業の行える区域が拡大し、事業者の事業の拡大に伴う雇用の創出及び設備投資に伴う地域の活性化、排出者の廃棄物の再資源化の推進、焼却等廃棄物の減量に伴う地方自治体の一般廃棄物処理費用の軽減につながる。 代替措置：当制度の適正な運用を行うにあたり、指定処分者（都道府県）による定期的な報告書提出の義務付け及び適宜業者事業場等への検査を行うことにより、当制度の適正な運用を図れると考える。	C	－	市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、区域内で発生する一般廃棄物の収集運搬及び処分を行うとともに、不法投棄等が行われ、生活環境保全上の支障が生じ、原因者の責任を追及できない場合には、当該市町村が自らの責任の下で一般廃棄物を処理し、生活環境保全上の支障を除去することとなる。 このように、市町村は、廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するものとされていることから、再生利用指定制度における指定の権限についても、市町村が有することとしているところである。 御指摘のように、都道府県が再生利用を行う者の指定をできることとすれば、都道府県が市町村の一般廃棄物処理計画に適合しない再生利用を行う者を指定することがありうることとなり、この場合、都道府県と市町村が異なる処理方法を定めることとなってしまい、処理に混乱を生ずるおそれがある。例えば、市町村が廃食用油を飼料化する再生利用を進めているにもかかわらず、都道府県において、廃食用油を燃料化する業者を指定して事業を推進させた場合、双方の方針が整合しないことで、かえって効率的な再生利用に支障を来たすことが考えられる。 したがって、御提案については、特区として対応することは困難である。		1024010	個人	大阪府	環境省
130030	浄化槽法定検査の効率化検査導入に関する環境省との協議の省略		浄化槽管理者は、毎年一回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない（第十一条検査）。 第十一条検査は、外観検査、水質検査、書類検査から成り、水質検査においては、水素イオン濃度、活性汚泥沈殿率、溶存酸素量、透視度、塩化物イオン濃度、残留塩素濃度、生物化学的酸素要求量についての測定を行う。 都道府県知事が認める場合には、水質検査における生物化学的酸素要求量についての検査を除き、第十一条検査の一部を行わないことができる。	浄化槽法定検査にBOD検査の導入等による効率化検査の採用について、環境省との事前協議を不要とすることを求める。	浄化槽法第１１条の定期検査にBOD検査を導入し、検査の効率を図る制度の採用に当たっては、浄化槽対策室長通知に基づく環境省との協議が必要とされている。 しかしながら、この通知は地方自治法第245条の4の規定による技術的助言の域を超えるものでなく、法令によらない協議等事務の義務付けは拘束力を有していないと考える。 加えて、本検査制度に効率化等の観点から創意工夫を行う事務は、地域の実情を熟知している地方自治体に委ねるべきである。 また、本措置により国、地方自治体双方の協議に要する時間、労力が不要となるため、事務コストの削減にもつながる。	D	－	効率化検査の導入に当たって、同様の検査を導入している他の都道府県における検査項目等との全国的な見地からの調整を図る観点等から、当該効率化検査に係る検査項目について、個別に環境省に協議されたい旨の技術的助言を行っているところであり、貴県の見解通り当該通知に拘束力はない。 なお、検査の実施に当たっては貴県におかれても、検査の信頼性を確保し、法目的である浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理が図られるように努められたい。		1029010	埼玉県	埼玉県	環境省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130040	市町村設置型浄化槽における法定検査（浄化槽法第11条に基づく定期検査）の実施回数の緩和		浄化槽管理者は、毎年一回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	市町村設置型浄化槽について、毎年1回と定められている浄化槽法第11条に規定する水質に関する検査の実施頻度を、3年から5年に1回とする。	・市町村設置型浄化槽は、市町村がその維持管理を行うことから、保守点検、清掃及び法定検査の適切な実施が確保され、公共用水域の水質の保全のために効果的な施策である。 ・本県では13市町村がこの事業に取り組んでおり、全国的に取組数が多いところであるが、設置後の維持管理に経費がかかるという理由で、取り組む市町村が減ってきているのが現状。 ・そこで、市町村設置型浄化槽については法定検査の実施を3年から5年に1回とすることで、市町村の財政負担の軽減にも寄与し、市町村設置型浄化槽の整備促進を図ることができる。	C	－	浄化槽法第11条に基づく定期検査は、浄化槽の保守点検・清掃が法令に定められたとおり適切に行われ、所定の機能が発揮されていることを公的に確認するため、都道府県知事に指定された指定検査機関が放流水質の測定等を行うものであり、浄化槽から放流される汚水による生活環境保全上の支障の防止のため、たとえ市町村設置型の浄化槽であっても、当該検査を行う必要性は変わるものではない。 御提案のように法定検査を3～5年間に1回行えばよいこととする場合、保守点検・清掃等が適切に行われておらず、所定の機能が発揮できていない浄化槽に関し、行政による改善の助言・指導等を行うことが困難となり、十分に処理されない汚水が長期にわたり放流され、生活環境の保全上、支障が生ずるおそれがある。 したがって、御提案については対応が困難である。 なお、市町村の費用負担の軽減については、「低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業」のように国の定める設置補助の上乗せ制度を活用することや、都道府県より維持管理の補助の実施、PFIや一括契約の導入による費用の圧縮など、事例が多数存在している。国しても、今後とも浄化槽の普及に対する補助の充実や、先進的事例の情報提供について取り組んでまいりたい。		1040010	熊本県	熊本県	環境省
130050	高濃度バイオディーゼル燃料（BDF)の利用可能化	揮発油等の品質の確保等に関する法律17条の7第1項 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条第1項	自動車燃料の規格は、大気汚染防止法、道路運送車両法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」という。）の3法律においてそれぞれ規格を定めているものであるが、道路運送車両法及び品確法での燃料規格は、大気汚染防止法第19条第1項及び第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものである。大気汚染防止法においては、大気汚染防止の観点から、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率1．3%までを規定している。また、品確法及び道路運送車両法においては、この大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度に基づくとともに、加えて安全性確保の観点から、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%（E3）まで、軽油については脂肪酸メチルエステル5%（B5）までと規定している。 品確法においては、国民生活との関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法においては、大気汚染防止法第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%（E3）まで、軽油については脂肪酸メチルエステル5%（B5）までと規定している。 また、品確法第17条の4の2第1項及び第17条の8第4項の規定に基づき、軽油特定加工業者は、特定加工して生産した軽油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするとき、当該軽油が規格に適合することを確認する義務を負う。 エタノール含有量については、一般車両に高濃度アルコール燃料を導入した場合に金属腐食及び火災のおそれがあるため、一般車両に使用して安全性上問題のない燃料として3%上限を規定しているものである。また、バイオディーゼル含有量については、混合率5%を超える燃料については、実際に車両に対する不具合も報告されており、このような燃料を使用して公道走行することは車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題があることから、5%上限を規定しているものである。したがって、同法の規格を越えたバイオ燃料混合燃料の使用・販売は安全性及び大気汚染防止の観点から認められていない。 一方で、バイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、国土交通省では、平成21年2月に、高濃度バイオディーゼル燃料使用者に対して、燃料、改造、点検整備上の留意点等に関する助言、注意喚起を行う際の指導要領として、これまでのバイオディーゼル燃料使用にかかる既存の情報・知見を体系的に整理した「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」を策定するとともに、経済産業省では、揮発油等の品質の確保等に関する法律において、自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としての規格外燃料の公道使用の認定制度（試験研究認定制度）を実施しており、これらによって、試験研究として規格外燃料の使用は可能である。 なお、高濃度バイオディーゼル混合燃料の試験研究については、現時点では、京都市においてB20の試験研究認定を取得し実施しているところ。	軽油と混合して販売する脂肪酸メチルエステルの混合割合の規制（5.0質量%以下）を撤廃する。	洲本市、淡路市で廃食用油によるBDF生産が拡大しつつあるが、混合割合5質量%未満の販売しか認められていないため、自家消費以外の利用が広がらず、本格的な普及段階に進めないでいる。 地球温暖化対策並びに資源制約の時代にも持続する地域づくりの観点から、自動車の脱化石燃料化を進めることが不可欠であり、BDFの利用が進むことで、地域全体での廃食用油の再利用や菜の花・ひまわり等の原料作物の栽培が盛んになり、自動車の脱化石燃料化に貢献するものである。	D	－	バイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、国土交通省では、平成21年2月に、高濃度バイオディーゼル燃料使用者に対して、燃料、改造、点検整備上の留意点等に関する助言、注意喚起を行う際の指導要領として、これまでのバイオディーゼル燃料使用にかかる既存の情報・知見を体系的に整理した「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」を策定している。 また、経済産業省では、揮発油等の品質の確保等に関する法律において、自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としての規格外燃料の利用の認定制度（試験研究認定制度）を実施している。 今回の提案については、当該ガイドラインを基に自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としている試験研究認定制度を活用することで対応可能であり、現在、京都市において、B20の試験研究を実施していることから、同様の対応をご検討いただきたい。		1043010	兵庫県	兵庫県	経済産業省 環境省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130060	廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、廃棄物系バイオマスのリサイクルループを完結する取組が「再生利用事業計画」の認定を受けた場合は、当該バイオマスの収集運搬の市町許可が不要となる特例規定を創設	廃棄物系バイオマス資源の収集・運搬等の許可要件緩和により、バイオマス利活用推進を目指す。 具体的には、現在、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」により、食品関連事業者は、同法の基づく、再生利用事業計画(食品廃棄物由来の肥飼料により生産された農畜産物を食品関連事業者が引き取る計画:食品リサイクル・ループ)が主務大臣の認定を受けた場合、認定計画に従って行う食品循環資源の収集運搬については、[廃棄物の処理及び清掃の関する法律」に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可が不要となっている。 そこで、食品廃棄物に限定せず、廃棄物系バイオマスのリサイクルループを完結する取組を団体等が実施することができれば、バイオマスの利活用の推進につながる。 (理由) 廃棄物系バイオマスの肥飼料化等、利活用の事業化にあたっては、原料の安定的な入手が必要であり、産業廃棄物に限らず一般廃棄物も取り扱うことが必要となり、一般事業者に加え産業廃棄物処理業者にとっても、取り組み促進に支障となっている	C	—	御提案のような仕組みを構築するためには、個々の廃棄物に応じ、現在における当該廃棄物の再生利用の実態や、廃棄物の減量等の効果等を踏まえ、効率的な再生利用スキームの在り方等について十分な検討が必要と思われるところ、御提案の「廃棄物系バイオマス」が具体的にどの 廃棄物を指すのか、また、当該廃棄物についてリサイクルループが適正に成立しうるのか(対象廃棄物がどのように再生され、当該再生品がどのように利用されるのか、利用の見込みはあるのか)等が不明確であることから、御提案に対応することは困難である。		1043050	兵庫県	兵庫県	環境省
130070	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第53条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。 ① 狩猟について必要な適性 ② 狩猟について必要な技能 ③ 狩猟について必要な知識	狩猟免許試験の実施項目における「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、銃砲所持許可の検定と重複する課題を免除する。	捕獲の即戦力となり得る銃砲所持許可所持者に狩猟免許の取得を促していくために、銃刀法に基づき実施された技能検定において銃器の基本操作については既に技能を確認されていることから、狩猟免許技能試験において重複する当該項目についてのみ免除を求めるものである。あくまで免除をするのは試験(検定)の実施視点にかかわらず普遍である基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、脱包)であり、実際の猟野での発砲を想定した試験項目(団体行動の場合の銃器の保持・受け渡し、休憩時の銃器の取扱等)については実施するものである。 提案理由: 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっている。そのため狩猟免許所持者、とりわけ第一種銃猟免許所持者を増加させるために受験者の負担軽減が必要であることから再提案するものである。	C	Ⅲ	銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために確実に確認すべき基本的な項目である。銃器を用いた捕獲等において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故が依然として発生している実態にかんがみれば、人間の生命・身体の安全・安心を確保する観点から、銃器の基本操作に係る事項を狩猟免許の試験科目から除外することは困難である。		1043060	兵庫県	兵庫県	環境省
130080	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受けずに特定鳥獣を捕獲できるようにする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項、第28条	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。	鳥獣保護区のうち、特定の鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害が発生している地域で、知事が指定した区域については、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の捕獲許可を不要とする。	鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害を発生させている地域のうち、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を受けることなく捕獲できる特例を設ける。 他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法(わなに限定)を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる。 提案理由: 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、鳥獣保護区においても有害鳥獣捕獲や個体数調整の実施により捕獲を行っているが、許可捕獲では捕獲従事者の減少等により、十分な捕獲ができていない。農林業被害を早期に減少させるため、有害鳥獣捕獲のみでなく狩猟も含めた総合的な個体数減少に向けた取組が必要となっている。また、農林業被害の影響から鳥獣保護区の更新の際には地元同意が難しい状況が生じており、一時的に狩猟による捕獲を実施することが、結果的に鳥獣保護区の存続に繋がるものである。	C	Ⅰ	鳥獣保護区は、狩猟を禁止すること等により、鳥獣の大規模な生息地や、渡り鳥や希少動物の生息地の保護等を図るために指定している。鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、保護対象鳥獣の錯誤捕獲や狩猟者や猟犬により鳥獣が追いまわされることによる営巣放棄を招いたり、一般狩猟者と違法捕獲者の区別がつきにくくなり、取締が困難になるなど、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障をきたすおそれが高い。したがって、鳥獣保護区内については、捕獲の時期や方法を管理できる許可捕獲で対応していただきたい。		1043070	兵庫県	兵庫県	環境省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130090	有害鳥獣捕獲活動において、夜間（日没後から日出前まで）も銃によるシカの捕獲をできることとする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第３８条	日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならないとされている。	農林業被害が著しい地域においてシカの捕獲拡大を進めるため、夜間に行う大量捕獲わな等により捕獲したシカの止めさし等について、夜間の銃の使用を可能とする。	日出前及び日没後に禁止されている銃猟について、大量捕獲わな等により捕獲したシカの止めさし等、灯火するなどにより安全性を十分確保できるものについては、夜間においても銃器の使用を可能とする。これにより安全を確保しつつ効率的なシカの捕獲を進め、また勤務時間外の夜間に捕獲隊員を確保することにより早期に農林業被害の減少を図る。 提案理由： 本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが未だ適正頭数に達しておらず、一方、捕獲班員の減少・高齢化等により日中の捕獲活動はこれ以上拡大できない状況にある。	C	Ⅰ	現行制度においても、止めさし時の事故、転倒時や弾詰まりによる暴発事故が依然として発生している実態があることから、事物を明確に見分けられない夜間における発砲については、危険を防止し、公共の安全を維持すること等を確実に担保することが困難である。		1 0 4 3 0 8 0	兵庫県	兵庫県	環境省
130100	国立公園内での風力発電施設設置について	自然公園法第20条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項	風力発電施設については、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」として審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は、自然公園法施行規則第11条第11項に「風力発電施設の新築、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。	国立公園内での風力発電施設設置について、県が風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	本県では、本年度中に2020年度を目標年度とした次期地球温暖化防止推進計画を策定予定であり、その中で、自然エネルギーの大幅導入を同計画に盛り込むことになると考えている。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。 提案理由： 本年1月に、わが国は、気候変動枠組条約事務局に対し、2020年までに1990年比で25%の削減目標を提出しており、今後、再生可能エネルギーの導入促進は不可欠な状況である。その方策の1つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきである。	C	Ⅲ	地球温暖化防止の観点も踏まえた上であっても、大規模な風力発電施設は、保全すべき自然景観や生態系に大きな影響を与える可能性があるため、自然公園法に基づく審査基準に基づき、具体的な計画に即して、個別に判断すべきものと考えている。		1 0 4 3 0 9 0	兵庫県	兵庫県	環境省
130110	有害鳥獣被害の自己防衛手段の緩和について	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第１１条	狩猟期間内に狩猟が禁止されていない場所であって、垣さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内であれば、銃器を使用しない方法に限り、許可を受けずに狩猟鳥獣の捕獲をすることができる。	農家の方が、狩猟免許を持たずに有害鳥獣を自分の農地内で捕獲できるようにするため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第１１条２項ロの「住宅の敷地内」を「住宅の敷地内及び農地内」に緩和し、なおかつ「狩猟期間内に限り」を「狩猟期間及び有害鳥獣捕獲許可期間」に緩和する。	有害鳥獣被害は年々増加傾向にあるため、個体数調整を行っているが、被害地域は拡大しており、高齢化の進んだ有害鳥獣駆除班では、その活動に限界を感じている。 現状では、目の前の農作物が被害にあっていても、農家自身が有害鳥獣を捕獲することが出来ないため、追い払いと被害とのイタチごっこになっている。 農地の被害に対して自己防衛手段を緩和することで、農作物被害額の減少、耕作意欲の向上（耕作放棄地拡大の防止）、高齢化した有害鳥獣駆除班（猟友会）の負担軽減を図られる。	D		農業者が事業に対する被害を防止する目的で自らの事業地内に設置する囲いわなについては、 ①狩猟期間にｲﾉｼｼ等の狩猟鳥獣を捕獲する場合、狩猟免許は必要としていない（鳥獣保護法第11条第1項第2号イ及び同法施行規則第2条第3号括弧書き） ②狩猟期間以外の期間については、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合又は住民の安全に確保に支障を及ぼすそれがある場合を除き、狩猟免許を所持しない者にも許可できる（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条に基づく鳥獣の捕獲等の許可の適切な運用等について」平成21年3月30日付け環自野発第090330002号野生生物課長通知） としている。 囲いわな以外のわなについては危険性があるため上記の適用はないが、「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」（1303特区）を活用すれば、農協等の法人が行う有害鳥獣捕獲の申請において、従事者の中に狩猟免許所持者が含まれており、捕獲技術及び安全性等が確保されている場合は、狩猟免許を所持しない者も有害鳥獣の捕獲に従事できることとしていることから、これらの措置を有効に活用していただきたい。		1 0 4 4 0 1 0	新見市	岡山県	環境省
130120	狩猟鳥獣の追加について	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条	肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等の対象となる鳥獣であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものを狩猟鳥獣として定める。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条に定められている狩猟鳥獣にサルを追加する。	年々サルの個体数が増加傾向にあり、農作物被害も増加している。 現状では、狩猟期間は１１月１５日から2月１５日までで、狩猟鳥獣は、鳥類２９種、獣類２０種が定められている。 これまでは、獣類２０種の中にサルが含まれていないため、狩猟期間中であってもサルを狩猟にて捕獲することが出来なかったが、サルを狩猟鳥獣に含めることで、サルも狩猟の対象となり、個体数の減少につながるとともに、農作物被害の減少、耕作意欲の向上（耕作放棄地拡大の防止）、高齢化した有害鳥獣駆除班（猟友会）の負担軽減につながる。	C	Ⅲ	狩猟鳥獣とは、そもそも狩猟の対象として肉や毛皮・羽毛等を得る資源的価値等を有し、狩猟者が狩猟の対象としているものを指定するものであり、サルについては、狩猟の対象とするニーズが狩猟者になく、むしろ、捕殺に抵抗感を示す者多い。 また、狩猟による無秩序な捕獲は、群れ全体を捕獲することができず、かえって、群れの分裂による被害の拡大をまねく恐れもあり、対応は困難である。 したがってサルについては、鳥獣保護法第９条に基づき、狩猟期間の内外を問わず、現に被害が発生し又は被害が予見される場合には、許可を受けて有害鳥獣捕獲をすることは可能であることから、これにより対応されたい。		1 0 4 4 0 5 0	新見市	岡山県	環境省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130130	地方公共団体における民間委託による一般廃棄物の最終処分場の設置に関する規制の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項	「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。	現行法で規定されている民間企業による一般廃棄物の最終処分場の設置について、特定の一般廃棄物（一般廃棄物処理場から発生する焼却残渣を適正に中間処理したもの。以下「ばいじん等」という。）のみを搬入する場合には、処分する一般廃棄物を廃棄物処理法に基づく廃棄物から除外して、循環型社会基本法に基づく循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）として取り扱うと共に、最終処分場の設置許可を不要とする。	再生利用が可能な一般廃棄物のばいじん等を、将来の活用に備えて保管しながら、現代の社会で有効に活用することによって、最終処分量、最終処分コスト、二酸化炭素の排出量の削減を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指す。 具体的には、一般廃棄物の最終処分量の削減に取り組んでいる地方公共団体から排出されるばいじん等を、特定の民間企業が過疎化や産業の空洞化が進んでいる地域にある遊休地（工業団地を含む）に保管しながら、太陽光発電所の土木資材として活用する場合、 ・ばいじん等は、現時点ではコストが高い等の理由から再生利用が進まず、一般廃棄物として処分されているが、将来技術革新が進めば、コストの縮減によって有用な資源となりうる。 ・ばいじん等を将来利用する場合には、資源として掘り出す見込みであるため、最終処分場は資源の保管場所と考えることができる。 ・ばいじん等が将来利用されるまでの間、現代社会において土木資材として活用することができる。 以上のことから、現行法で必要な最終処分場の設置許可について、ばいじん等を廃棄物から除外して最終処分場の設置許可を不要とする。	C	―	廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、不法投棄等の生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要である。 したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であるから、廃棄物として規制する必要があり、当該物の再生は廃棄物の処理として扱う必要がある。 現に過去には、土壌改良材等の製造実験と称して一般廃棄物の焼却灰を加工処理したものの、大量の加工物を放置させて生活環境保全上の支障を生じさせた事案も発生しているところである。 以上より、御提案に特区として対応するのは困難である。	循環資源保管活用型太陽光発電特区	1047010	株式会社日本環境カルシウム研究所	神奈川県	環境省
130140	「専ら物」追加権限の付与	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第6項	一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬又は処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物」（以下「専ら物」という。）は、環境省の指導により古紙、布類、ビン及びくず鉄とされ、その収集・運搬・処分において許可が不要とされている。これら以外の一般廃棄物についても、地域の特性に鑑み、主として再生利用の実態のあるものについては、市長の権限で専ら物に追加するものとする。	木くず、食用油、不用土、小型家電など、流通ルートに乗せることにより一層のリサイクルが進むと思われるごみについて、市場原理によるリサイクルの手法を検討する。地域の特性に鑑み市場原理によるリサイクルが適すると認められるものについては、市長が「専ら物」に追加し、流通の円滑化を図ることにより、合理的で効率的なリサイクルを進める。	D	―	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条ただし書にいう「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、その物の性質上、通常再生利用されるものと解すべきであり、御指摘のような「市場原理によるリサイクルが適すると認められるもの」については、その物の性質上、通常再生利用されるものであるとは言えず、市況等によっては、ぞんざいに扱われ、不法投棄等の環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、当該一般廃棄物の処理を業として行う者を市町村長の許可制度の対象とすることにより、適正な処理を確保する ことが必要である。 現にこれまでも、リサイクル目的の資源と称して木くず等を過剰堆積、不適正保管する不適正処理事例が後を絶たず、その結果、野積みされた木くずが発火し甚大な生活環境保全上の支障を生じさせた事例や、過剰堆積された木くずの行政代執行による撤去・処理に多額の費用を要した事例が存在する。 したがって、御提案については、特区として対応することは困難である。 なお、御提案の事業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号又は第2条の3第2号に基づき、再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物の処理を行う者であって市町村長の指定を受けた者については、一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可が不要となる制度（再生利用指定制度）を活用することにより、対応可能であると考える。		1064020	豊橋市	愛知県	環境省
130150	処理区域外で発生するし尿について下水処理場での受け入れ可能化	「終末処理場におけるくみ取りし尿の処理について（昭和47年8月7日環整発第38号・建設省都下事発第32号）」の通達	①くみ取便所の水洗便所への改善促進を図るために供用区域内において水洗便所に対応するまでの間、し尿の全量を終末処理場において処理できるように措置するため、②下水道整備5箇年計画（当時）による整備予定区域内のし尿を、必要に応じて、下水道と接続する前に先行整備した終末処理場で処理できるという主旨である。ご要望の上記区域外のし尿を終末処理場で処理することの可否について通知したものではない。	「下水処理場」と「し尿処理場」は、どちらも汚水の浄化を目的としており、公共下水道とし尿の両方を勘案した汚水処理計画を策定し、「し尿処理場」の処理施設を「下水処理場」に集約化することでコスト縮減が大幅に図れることから、下水道法第2条に規定する処理区域の区域外発生するし尿についても「下水処理場」で受入れて共同処理ができるようにする。	昭和47年8月7日付け通達（環整発第38号・建設省都下事発第32号）では、し尿を「下水処理場」で処理できる区域は、下水道法第2条に規定する処理区域（供用開始が告示された区域）内に限定されている。 しかし、「下水処理場」と「し尿処理場」は、どちらも汚水の浄化を目的としているにもかかわらず、所管省庁の違いから同様の処理施設を設けなくてはならず、結果として二重投資となり、コスト増の要因となっている。多くの自治体が、独自に処理施設を持ち、汚水処理を行っていることから、両者を連絡管渠で接続し、処理機能を一つの処理場に集約させることにより、効率的な管理が可能となる。 なお、汲取りし尿や浄化槽汚泥は汚濁濃度が高いことから、現「し尿処理場」を中継所として位置づけ、そこで希釈等の前処理をした後に、既設公共下水道管へ流入させる方法により「下水処理場」において一元化する方法を検討している。	D	―	ご指摘の「終末処理場におけるくみ取りし尿の処理について（昭和47年8月7日環整発第38号・建設省都下事発第32号）」の通達は、①くみ取便所の水洗便所への改善促進を図るために供用区域内において水洗便所に対応するまでの間、し尿の全量を終末処理場において処理できるように措置するため、②下水道整備5箇年計画（当時）による整備予定区域内のし尿を、必要に応じて、下水道と接続する前に先行整備した終末処理場で処理できるという趣旨である。ご要望の上記区域外のし尿を終末処理場で処理することの可否について通知したものではない。 一方で、し尿処理施設については、上記の区域のみならず広くくみ取便所を設置している家屋からのし尿等を対象としており、下水道等の汚水処理施設とし尿処理施設を適切に組み合わせて計画的に整備することにより、効率的な事業実施となるように各市町村の判断により適切な整備手法を選択されているものと考えている。ご提案内容を含めし尿処理場の今後の対応策については社会情勢等を考慮し各市町村によって判断するところであると考える。 し尿等をし尿処理場で前処理して既設公共下水道管へ接続し流入させる方法については、現行制度下で実施可能であり、関連部局で調整の上、技術的な検討等を踏まえ実施されたい。	汚水処理施設連携総合特区	1073010	松山市	愛媛県	国土交通省 環境省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130160	ガソリンに関する燃料の規格の緩和	大気汚染防止法第19条第1項 大気汚染防止法第19条の2第1項 大気汚染防止法第19条の2第1項の規定に基づく、自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度告示 揮発油等の品質の確保等に関する法律第13条 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条第1項 道路運送車両法第40条、41条 道路運送車両の保安基準第1条の2 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第3条	自動車燃料の規格は、大気汚染防止法、道路運送車両法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」という。）の3法律においてそれぞれ規格を定めているものであるが、道路運送車両法及び品確法での燃料規格は、大気汚染防止法第19条第1項及び第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものである。大気汚染防止法においては、大気汚染防止の観点から、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率1．3%までを規定している。また、品確法及び道路運送車両法においては、この大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度に基づくとともに、加えて安全性確保の観点から、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%（E3）まで、軽油については脂肪酸メチルエステル5%（B5）までと規定している。 大気汚染防止法においては、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率1．3%までと規定しており、許容限度以上にバイオ燃料が混合された燃料については、これに対応していない車両に使用した場合は大気汚染への影響があることから、認められていない。 品確法においては、国民生活との関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法においては、大気汚染防止法第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%（E3）まで、軽油については脂肪酸メチルエステル5%（B5）までと規定している。 エタノール含有量については、一般車両に高濃度アルコール燃料を導入した場合に金属腐食及び火災のおそれがあるため、一般車両に使用して安全性上問題のない燃料として3%上限を規定しているものである。また、バイオディーゼル含有量については、混合率5%を超える燃料については、実際に車両に対する不具合も報告されており、このような燃料を使用して公道走行することは車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題があることから、5%上限を規定しているものである。したがって、同法の規格を越えたバイオ燃料混合燃料の使用・販売は安全性及び大気汚染防止の観点から認められていない。 一方で、バイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、同法において、自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としての規格外燃料の公道使用の認定制度（試験研究認定制度）を実施しており、これによって、試験研究として規格外燃料の使用は可能である。 なお、高濃度エタノール混合燃料試験研究については、現時点では、北海道とかち財団や大阪府においてバイオエタノールを10%混合したガソリン（E10）の試験研究認定を3年計画で取得し実施しているところ。 道路運送車両法においては、大気汚染防止法第19条の2第1項の規定を踏まえて燃料規格を制定しているが、E3を超えるバイオエタノール混合燃料を一般車両に使用した場合、安全性及び大気汚染防止の観点から問題があり得ることから、E10は、大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度や品確法に基づく揮発油強制規格において、一般の自動車燃料として使用することが認められていない。また、同様な考えに基づき、国土交通省所管の「保安基準細目告示」においてもE10燃料規格及びそれを前提とした安全上、環境上の技術基準が定められていない。 しかしながら、バイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、国土交通省では、平成19年10月に自動車の安全性等を確保することを要件としてE10対応車の技術指針を定め、大臣認定による試験走行を可能とする制度を実施しており、この制度を用いることにより、試験研究として規格外燃料の使用は可能である。現在、北海道のとかち財団や大阪府において3カ年にわたる試験研究実証が実施されている。	ガソリンに係る燃料の規格について、エタノールが容量比3%以下とされているところ、10から20%以下まで引上げることを求める。	現在宮古島においては、製糖後の残渣糖蜜等を活用してバイオエタノールを生産し、これを燃料の一部として島内において利用するとともにバイオエタノールの生産の過程で生じる蒸留残渣について肥料又は飼料として島内の農畜産業において利用し、エネルギーの地産地消を通じた環境調和型の循環型社会のモデルの形成を目指す、「宮古島バイオエタノール実証事業」が進められている。当該実証事業においてはバイオエタノールは、主にガソリンに混合させて自動車の燃料として活用することとされている。現行制度においてはこうしたエタノール含有ガソリンについては、その含有の割合が3%であるもの（E3）までは使用が認められているが、これを超えるものはガソリンとしての使用が認められていない。一方、米国においては10%まで（E10）、ブラジルにおいては20から25%まで（E20～25）ガソリンに含有することが認められ、実際にこうしたガソリンを燃料とした自動車が走行している。エタノールの使用については、これによる自動車、給油設備等の劣化等に関する課題が指摘されているが、我が国の一部の自動車企業が製造する自動車については、米国に輸出されE10等を使用しても何ら問題が生じない構造と同一の構造となっており、指摘されている課題は技術的には既に解決済みであると言える。かかる状況下にあって、またグリーンイノベーションを目指しているところ、E10等の使用が認められていないというのは著しく合理性を欠くものであると考えられる。そこで、本特例措置についてまず実証事業が進められている宮古島において実験し、宮古島発で全国に展開することを提案するものである。	D	－	現在、環境省、経済産業省、国土交通省において、バイオエタノールを10%混合したガソリン（E10）の、現行の試験研究用自動車以外のE10対応自動車への使用を可能とするため、E10対応の車両及び燃料の規格内容について、平成22年度内に結論を得るべく検討を行っているところである。 今回の提案に係るE10等を用いた実証事業については、当分の間、現行の道路運送車両法に基づく大臣認定制度と揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定制度を活用していただきたい。	宮古島バイオエタノールプロジェクト	1 0 7 6 0 2 0	㈱三井物産戦略研究所	東京都	経済産業省 国土交通省 環境省
130170	鳥獣保護区における特定鳥獣(イノシシ)の狩猟解禁	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項、第28条	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。	鳥獣保護区のうち、イノシシの個体数が増加して農業被害が発生している地域において、知事が区域や期間を設定し、イノシシに限り狩猟を可能にする。	鳥獣保護法によれば、鳥獣保護区内では狩猟により鳥獣の捕獲をすることはできない。 県内の中通り、浜通り地方にあっては、近年鳥獣保護区内も含めイノシシの生息数が増加し農作物被害が発生しており、耕作意欲の低下などにより耕作放棄地や荒廃農地の増加が懸念されている。市町村が行う有害鳥獣捕獲隊による捕獲は鳥獣保護区内でも行えるが、予算や対応に限界があり十分な捕獲圧が確保できない実態にある。 そこで、イノシシに限り鳥獣保護区内においても狩猟が行えるよう、知事が区域や期間を設定し、効果的な捕獲圧を確保することで、イノシシによる農作物被害を減少させ、地域の活性化に結びつける。	C	I	鳥獣保護区は、狩猟を禁止すること等により、鳥獣の大規模な生息地や、渡り鳥や希少動物の生息地の保護等を図るために指定している。鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、保護対象鳥獣の錯誤捕獲や狩猟者や猟犬により鳥獣が追いまわされることによる営巣放棄を招いたり、一般狩猟者と違法捕獲者の区別がつきにくくなり、取締が困難になるなど、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障をきたすおそれが高い。したがって、鳥獣保護区内については、捕獲の時期や方法を管理できる許可捕獲で対応していただきたい。		1 0 8 0 0 1 0	福島県	福島県	環境省